

四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和3年 3月24日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市上下水道事業管理規程（以下「規程」という。）で定める手続及び様式のうち申請者等の押印を義務付けているものについて、その特例を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 別表左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

別表

規則名	手続又は様式	備考
四日市市上下水道局庁舎管理規程(昭和43年水道局管理規程第1号)	第1号様式	
四日市市水道事業給水条例施行規程(昭和35年水道局管理規程第2号)	第1号様式から第7号様式まで、第13号様式及び第14号様式	第1号様式及び第5号様式については、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る
四日市市公共下水道条例施行規程(平成17年上下水道局管理規程第2号)	第1号様式から第5号様式まで、第7号様式、第8号様式、第13号様式及び第14号様式	第1号様式から第3号様式、第7号様式及び第8号様式については、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程(平成19年上下水道局管理規程第10号)	第1号様式、第3号様式及び第5号様式	署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る
四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規程(平成19年上下水道局管理規程第8号)	第1号様式、第3号様式及び第4号様式	署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る
四日市市浄化槽法施行規程(平成20年上下水道局管理規程第8号)	第1号様式から第4号様式まで	署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る
四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成17年上下水道局管理規程第3号)	第1号様式、第4号様式、第7号様式、第9号様式、第12号様式及び第14号様式	署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)